

横浜市優良工事表彰要綱

制 定 平成19年3月29日都公第731号（局長決裁）
最近改正 令和8年3月31日財公第492号（局長決裁）

（目的）

第1条 横浜市優良工事表彰は、本市が発注した工事を施工した請負人及び現場代理人のうち成績が優秀なものを表彰することにより、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とするものである。この要綱は、表彰に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 請負人 本市が発注した工事の請負人で、建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。
- (3) 現場代理人 本市が発注した工事の工事請負契約約款第11条に定める現場代理人をいう。
- (4) 工事成績評定点 横浜市請負工事検査事務取扱要綱第7条に定める工事完成検査結果通知（第6号様式）の評定点合計（小数点第1位）をいう。

（表彰の区分）

第3条 表彰は次の区分により行うものとする。

- (1) 施工会社表彰 本市が発注した工事を優秀な成績で施工した請負人を表彰する。
- (2) 現場責任者表彰 本市が発注した工事を優秀な成績で施工した現場代理人を表彰する。

（表彰の方法）

第4条 表彰は市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰は土木部門、舗装部門、上水道部門、造園部門、設備部門、建築部門ごとに行う。
- 3 表彰には副賞を添えることができる。
- 4 表彰は、毎年度1回行う。

（表彰審査の対象となる工事）

第5条 表彰審査の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事で、当初契約時の請負金額が500万円以上のものとする。なお、横浜市契約事務委任規則第4条4項2号に定める「災害の発生等により緊急に締結する必要がある工事」を除く。

（表彰の基準）

第6条 表彰は、表彰審査の対象となる工事を施工した請負人及び現場代理人のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 施工会社表彰は、複数の工事を受注した請負人を対象とし、工事成績評定点の平均点による選定（以下「平均成績優良施工会社」という。）と、受注した件数に関わらず全ての工事の請

負人を対象とし、工事ごとの工事成績評定点による選定（以下「個別成績優良施工会社」という。）により行う。

(2) 現場責任者表彰は、全ての工事の現場代理人を対象とし、工事ごとの工事成績評定点により選定を行う。

（欠格事項）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰審査対象のいずれかの工事において、工事成績評定点が65点未満の工事の請負人及び当該工事の現場代理人。
- (2) 前年度の表彰日から当該年度の表彰日前日までに、横浜市指名停止等措置要綱による指名停止の措置（以下「指名停止」という。）を受けた期間がかかる請負人。ただし、軽微な事由による指名停止（横浜市指名停止等措置要綱第9条第1項に定めるもの）の場合は、その開始日がかかる請負人。
- (3) 現場責任者表彰において、工事完成検査結果通知書（横浜市請負工事検査事務取扱要綱第6号様式）における現場責任者に関する評価項目が一定の水準に達していない現場責任者。
- (4) 第8条で定める審査委員会が表彰することが不相当と判断したもの。

（審査委員会）

第8条 表彰者を決定するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は技監とし、委員は別表1に定める職にあるものをもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し開催する。
- 5 委員会は、構成員の2/3以上の出席をもって成立する。
- 6 委員長及び委員は、自身の指名により委員会に代理の者を出席させることができる。

（審査資料等）

第9条 表彰候補者の選定を行うため、工事を担当した局の長は、次の各号のとおり、審査資料等を審査委員会委員長へ提出するものとする。

- (1) 表彰候補者の選定を行うため、表彰審査の対象となる工事について、工事成績等報告書（様式-1）を審査委員会委員長へ提出するものとする。
- (2) 第6条で規定するもののほか、表彰にふさわしいものとして表彰候補者を推薦することができる。この場合、優良工事表彰推薦調書（施工会社表彰）（様式-2）、又は優良工事表彰推薦調書（現場責任者表彰）（様式-3）を審査委員会委員長へ提出するものとする。
- (3) 表彰にふさわしくない請負人及び現場責任者については、優良工事表彰不適格調書（様式-4）を審査委員会委員長へ提出できるものとする。

（部会）

第10条 委員会を補佐するため、部会を設ける。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、別表2に定める職にあるものをもって充てる。

- 3 部会は、部会長が招集し開催する。
- 4 部会は、構成員の2／3以上の出席をもって成立する。
- 5 部会長、副部会長及び部会員は自身の指名により、委員会に代理の者を出席させることができる。
- 6 部会は工事を担当した局の長から提出された審査資料等に基づき、表彰部門ごとに表彰候補者を選定する。
- 7 部会は、表彰候補者を選定するにあたり、必要に応じて、工事監督員、検査員等関係者の意見を聴取することができる。
- 8 部会は、表彰候補者名簿を作成し委員会に提出する。

(表彰者名簿)

第11条 委員長は、表彰に際して表彰者名簿を作成し公表する。

- 2 公表後に発覚した事実によって表彰対象者に該当しなくなった場合は、表彰者名簿より削除する。

(事務局)

第12条 委員会及び部会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 委員会及び部会の開催に関する事務局を都市整備局市街地整備部公共事業調整課に置く。

(実施要領)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(横浜市優良工事請負業者表彰要綱の廃止)

- 2 横浜市優良工事請負業者表彰要綱(昭和56年1月10日施行)は、平成19年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 審査委員会

委員長	技 監
委 員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局長
	総務局長
	資源循環局長
	都市整備局長
	みどり環境局長
	下水道河川局長
	建築局長
	道路・交通政策局長
	港湾局長
	水道局長
	交通局長
	委員長が指定する区長

別表2 部会

部会長	都市整備局 市街地整備部長
副部会長	都市整備局 市街地整備部 公共事業調整課担当課長
部 会 員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 戦略企画部 技術監理課長
	総務局 契約部 契約第一課長
	資源循環局 適正処理計画部 施設計画課長
	都市整備局 市街地整備部 市街地整備調整課長
	みどり環境局 公園緑地部 公園緑地維持課技術監理担当課長
	下水道河川局 下水道管路部 管路保全課担当課長
	建築局 公共建築部 営繕企画課技術管理担当課長
	道路・交通政策局 事業推進部 技術監理課長
	港湾局 建設保全部 建設第一課長
	水道局 施設部 技術監理課長
	交通局 工務部 施設課長
	委員長が指定する区土木事務所副所長
	事務局

〇〇 第 号
令和 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

令和〇〇年度工事成績等報告書

横浜市優良工事表彰要綱第9条の規定により、次のとおり提出します。

表彰対象工事(500万円以上)

部 門	工事数(件)	備 考
土 木		
舗 装		
上水道		
造 園		
設 備		
建 築		
合 計		

内訳：(別紙) 令和〇〇年度完成工事一覧

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :

〇〇 第 号
令和 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

令和〇〇年度優良工事表彰推薦調書(施工会社表彰)

横浜市優良工事表彰要綱第9条(2)の規定により、次のとおり推薦します。

業者コード		表彰部門	
商号又は 名称	(ふりがな)	代表者 氏名	(ふりがな)
所在地	Tel :		
工事名			
契約金額	千円	工事評点	
推薦理由 ※根拠資料別添	実施要領第11条(1)(2)(3) に該当		
指名停止の 確認	【YCAN】契約第一課の「指名停止等一覧」に記載が ある ・ ない 要綱第7条(2)の指名停止による欠格事項に該当する場合は、推薦を受けられません。		

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :

〇〇 第 号
令和 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

令和〇〇年度優良工事表彰推薦調書(現場責任者表彰)

横浜市優良工事表彰要綱第9条(2)の規定により、次のとおり推薦します。

業者コード		表彰部門	
商号又は 名称	(ふりがな)	代表者 氏名	(ふりがな)
所在地	Tel :		
現場代理人 氏名	(ふりがな)		
工事名			
契約金額	千円	工事評点	
推薦理由 ※根拠資料別添	実施要領第11条(1)(2)(3) に該当		
成績評定の確 認	要綱第7条(3)の成績評定による欠格事項に該当する場合は、推薦を受けられません。		

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :

〇〇 第 〇 号
令和 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

令和〇〇年度優良工事表彰不適格調書

横浜市優良工事表彰要綱第9条(3)の規定により、次のとおり報告します。

業者コード		表彰部門	
商号又は 名称	(ふりがな)	代表者 氏名	(ふりがな)
所在地	Tel :		
現場代理人 氏名	(ふりがな)		
工事名			
契約金額	千円	工事評点	
理由 ※根拠資料別添			

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :